

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市生活困窮者総合相談支援事業 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金：生活困窮者自立支援事業)
担当部・課名	福祉部 生活支援課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会 大阪府阪南市尾崎町1丁目18-15
契約金額(税込)	3,495,800円(税込)
契約締結日	令和2年6月1日
契約期間	令和2年6月1日から令和3年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>阪南市生活困窮者総合相談支援事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済情勢悪化により経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者(以下「生活困窮者」という。)が、困窮状態から早期に脱却することを総合的に支援するため、本人の状態に応じた総合相談支援及びその他の支援を実施するとともに、生活困窮者の自立を促進することを目的としている。</p> <p>当事業は、相談者の個人情報把握した上で、生活保護制度を除く生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業及び生活福祉資金による福祉貸付事業を含めた総合的な相談に応じる必要があり、現在、同事業を実施している社会福祉協議会でなければ事業実施できないものと考えられる。よって、本事業においては個人情報の取扱いの特殊性があることにより一般競争入札が客観的に困難と判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とするものである。</p>

随意契約案件及び理由書

契約案件名	平成改製原附票データセットアップ
担当部・課名	市民部 市民課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	富士ゼロックスシステムサービス株式会社 公共事業本部関西支店 大阪市西区土佐堀2-2-17
契約金額（税込）	9,900,000円
契約締結日	令和2年6月1日
契約期間	契約締結日から令和3年5月31日
根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p>
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき
	<p>随意契約理由</p> <p>戸籍システムは、平成30年度より5年契約で、ハードソフトともに富士ゼロックスシステムサービス株式会社と契約しており、平成改製原附票をイメージファイル化し証明発行業務を行うには、当該システムを使用して実施することから、同一業者が作業を行う必要がある。</p> <p>またソフトウェアは、当該システムの導入業者により開発されたものであり、同ソフトウェア開発者が知的所有権を有し、他の業者のソフトウェアでは適合しない。そのため、イメージファイルは同一業者が作成するファイル形式である必要がある。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは富士ゼロックスシステムサービス株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	旧はつめ幼稚園地籍更正等登記に係る測量業務委託	
担当部・課名	生涯学習部 教育総務課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会 大阪市中央区船越町1丁目3番6号フレックス大手前	
契約金額（税込）	¥2,465,222.-（税込）	
契約締結日	令和2年6月15日	
契約期間	契約締結日～令和3年3月31日	
根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本業務は、法律行為に基づく、高度に専門的な評価・判断を伴うものであり、業務を適正・迅速に遂行するためには、経済性だけではなく、受託者の経験、業務履行実績、知識、能力、技術、社会的信用等を総合的に評価する必要がある。 契約相手方の協会は、官公署による不動産表示に関する登記に必要な調査、測量、またはその登記の嘱託若しくは申請等を適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立され、法制化（土地家屋調査士法第63条及び64条）されている、唯一の公益法人であり、本業務の条件に最適な人選を行い、万一、損害賠償の請求を受けた場合の損害補償については「損害賠償責任保険」により補償し、紛争等についても協会が処理することができることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会と随意契約するものである。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	評価替対応電算処理業務	
担当部・課名	市民部 税務課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市協浜4丁目2番22号	
契約金額（税込）	1,650,000円	
契約締結日	令和2年6月17日	
契約期間	契約締結日～令和3年3月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	固定資産税の算定基礎となる評価額は、地方税法409条の規定により3年毎に見直されています。令和3年度は同法同条に基づく基準年度であり、固定資産税の評価替えを実施しなければなりません。	
	随意契約理由	本市では、COKAS-R/ADⅡを使用しており、土地、家屋の評価替えに伴う新基準年度単価の作成及びデータ検証作業については、本システムを導入、保守している株式会社 南大阪電子計算センター以外行うことができない。 以上のような理由により、株式会社 南大阪電子計算センターと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	第4次阪南市障がい者基本計画及び第6期阪南市障がい福祉計画・第2期阪南市障がい児福祉計画策定業務委託	
担当部・課名	福祉部市民福祉課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社サーベイリサーチセンター 大阪事務所 大阪市北区天満橋1丁目8番30号	
契約金額（税込）	4,807,000円	
契約締結日	令和2年6月19日	
契約期間	契約締結の日～令和3年3月31日	
根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本業務は、障害者基本法第11条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の規定により市町村に義務付けられた障がい者計画（計画期間：令和3年度～令和8年度）及び障がい福祉計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）及び障がい児福祉計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）の策定を行うため、専門的知識や実績を有する事業者ニーズ調査及び計画策定支援業務を委託するものである。 業務目的を効果的かつ効率的に達成するためには、豊富な経験と高い専門知識を有すると期待できる事業者からの企画提案を一定の基準で審査・選定する公募型プロポーザル方式を実施し、市が必要とする具体的な提案及び支援を行うことができる事業者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式を実施した結果、株式会社サーベイリサーチセンターが最も適した事業者と選定された。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	受入槽及び貯留槽清掃・清掃汚泥運搬業務委託	
担当部・課名	市民部 生活環境課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	大栄環境株式会社 大阪府和泉市テクノステージ2丁目3番28号	
契約金額（税込）	561,000円	
契約締結日	令和2年6月19日	
契約期間	契約締結日～令和2年8月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input checked="" type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	当業務は、はんなん浄化センターMIZUTAMA 館のし尿受入槽、浄化槽汚泥受入槽、及びし尿貯留槽、浄化槽汚泥貯留槽に年間を通じて蓄積される汚泥を清掃し、清掃汚泥を一般廃棄物処理施設まで運搬する業務である。 当業務において回収した清掃汚泥の受入及び処分に関しては、近畿圏内で唯一、清掃汚泥の処理が可能な民間許可業者である三重中央開発株式会社と契約済みであり、同社の一般廃棄物処理施設まで運搬し、処分するものである。 また、作業については、槽内には有害物質が発生していると予測されることから、安全対策をとることができる十分な機材がなければならず、また、酸素欠乏危険作業主任者の資格が必要である。 これらの要件を満たし、本業務を委託できるのは、清掃汚泥の処分に関して契約締結した三重中央開発株式会社との契約書に記載のある収集運搬業者かつ、業務に必要な機材、技能、資格を持つ大栄環境株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約するものである。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和3年度の固定資産税(土地)の価格修正において活用する標準宅地の時点修正に関する業務委託
担当部・課名	市民部 税務課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	公益社団法人 大阪府不動産鑑定士協会 大阪市中央区今橋1丁目6番19号コルマー北浜ビル9階
契約金額(税込)	2,178,330円
契約締結日	令和2年6月26日
契約期間	契約締結日～令和3年3月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>固定資産税の算定基礎となる評価額は、地方税法第341条の規定により、3年毎に見直されます。令和3年度(基準年度)評価替えに伴う標準地鑑定が令和2年1月1日現在で全国一斉に行われましたが、若干ながら地価の下落傾向が続いていることから、令和3年度における価格の修正を行います。</p> <p>価格修正において活用する標準宅地の時点修正に関する業務委託は、単に固定資産の鑑定評価を行うのではなく、広域での比較調整が必要であり、大阪府で定められている固定資産鑑定評価員会議ブロックで、同ブロックに所属する貝塚市以南の全市町が公益社団法人 大阪府不動産鑑定士協会と業務委託契約を行っており、大阪府内で鑑定士同士の調整を行っているのが、公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会をおいて他にない。</p> <p>以上のような理由により、公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。</p>